

# 公 開 情 報

- ・ 定款
- ・ 役員名簿
- ・ 会員名簿
- ・ 令和5年度事業報告
- ・ 令和5年度決算書
- ・ 令和6年度事業計画
- ・ 令和6年度予算書
- ・ 役員給与規程
- ・ 役員退職手当規程

# 定款

公益社団法人日本茶業中央会  
東京都港区東新橋2-8-5  
電話 03-3434-2001

公益社団法人日本茶業中央会定款

平成 25 年 4 月 1 日 制 定  
令和 3 年 3 月 12 日改 正

## 第 1 章 総 則

### ( 名 称 )

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本茶業中央会という。

### ( 事務所 )

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置き、理事会の決議を経て必要の地に従たる事務所を置くことができる。

### ( 目 的 )

第 3 条 この法人は、お茶の振興に関する基本的方策を樹立し、安全で良質な茶の需給関係の総合的改良発達を推進するとともに、茶文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び国民生活の豊かさの向上実現に寄与することを目的とする。

### ( 事 業 )

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茶業及び茶文化の振興に関する関係機関への提言に関すること。
- (2) 茶の需要の拡大、計画的な生産等茶の需給の安定に係る総合的施策の推進に関すること。
- (3) 茶の生産、流通及び加工の合理化に関すること。
- (4) 安全安心な信頼性の高い茶の供給体制の整備に関すること。
- (5) 国際的な視点に立った日本茶の振興と日本茶文化の普及に関すること。
- (6) 茶に関する情報の収集、機能性等の調査研究とその活用に関すること。
- (7) 消費者に向けた、茶の健康的、文化的等の情報提供に関すること。
- (8) 茶業に関する団体相互の連携、協調に関すること。
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

### ( 規 約 )

第 5 条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、規約で定める。

## 第 2 章 会 員

### ( 会 員 )

第 6 条 この法人を構成する会員は、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は全国をその地区とする茶業に関する団体及びそれ以外の茶業に関する

団体であって理事会の承認を受けたものとする。

(2) 賛助会員は本会の事業を賛助する個人又は団体であって理事会の承認を受けたものとする。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

( 加 入 )

第 7 条 この法人の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により加入申込書を提出しようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 団体の場合は定款又はこれに代わるべき規程及び代表者の氏名及び住所を記載した書面

(2) その他この法人が必要と認めた書類

( 任意脱退 )

第 8 条 会員は、脱退の申し出を行うことにより任意にいつでも脱退することができる。

( 除 名 )

第 9 条 この法人は、会員が次の各号の 1 に該当するときは、総会の決議を経て、その会員を除名することができる。この場合にはこの法人は、その総会の開催日の 7 日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

(1) この法人の事業を妨げ、又はこの法人の名誉を損する行為をしたとき。

(2) 定款又は総会の決議を無視する行為をしたとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

( 会員資格の喪失 )

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 11 条の納入義務を 2 年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が解散又は死亡したとき。

( 会 費 )

第 11 条 会員は、毎年総会で定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる場合においてもこれを返還しない。

( 届 出 )

第 12 条 団体である会員は、その名称若しくは代表者の氏名又は住所に変更があったと

きは遅滞なく、この法人にその旨を届け出なければならない。

- 2 団体である会員は、あらかじめ、その代表者として権利を行使する者をこの法人に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### 第3章 総 会

#### ( 開 催 )

第13条 総会はすべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席正会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会において必要と認めるとき
  - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき

#### ( 総会の招集 )

第15条 総会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、各理事が総会を招集する。

#### ( 総会の決議方法等 )

第16条 総会は、正会員総数の過半数に当たる正会員が出席しなければ開くことができない。

- 2 正会員は、総会において、正会員1名につき1個の議決権を有する。
- 3 総会の議事は、第18条に規定する場合を除き出席した正会員の議決権の過半数で決する。

#### ( 総会の決議事項 )

第17条 総会で決議するものとして法令又は、この定款において別に定める事項のほか次の事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 会費の額及びその徴収方法の決定又は変更
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(6) 規約の制定又は改廃

( 特別決議 )

第 18 条 次の事項は、総会において総正会員の半数以上であつて総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任

( 代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使 )

第 19 条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、代理人、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面又は電磁的方法により議決権を行使する場合は、その内容が総会の日の前日までにこの法人に到達しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

( 議事録 )

第 20 条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が記名し、押印するものとする。
- 3 議事録は、主たる事務所に備えつけておかなければならない。

## 第 4 章 役員等

( 役員の数及び選任 )

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 22 人以上 26 人以内
- (2) 監事 3 人以内
- 2 理事及び監事は、総会において正会員である団体の役員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めたときは、正会員である団体の役員以外から理事 5 人以内を選任することができる。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはな

らない。

- 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 6 この法人の監事は、他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者であつてはならない。
- 7 理事のうちから会長 1 人、副会長2人、専務理事1人を理事会の決議によって選定する。
- 8 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

( 役員の職務 )

第 22 条 会長は、この法人を代表し、この法人の職務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は会長及び副会長を補佐するとともに事務局を統括して会務を処理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、職務を執行する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

( 役員の任期 )

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員による理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

( 辞任又は任期満了の場合 )

第 24 条 任期満了又は辞任により、理事又は監事数がその定数を欠くに至った場合は、退任した理事又は監事はその後任者が就任するまでは、その権利義務を有する。

( 解 任 )

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議を経て解任することができる。

( 報 酬 )

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長及び常勤の理事には総会の決議を経て報酬を支払うことができる。

## ( 顧 問 )

第 27 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が選任する。
- 3 顧問は無報酬とする。
- 4 顧問は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。

## 第 5 章 理 事 会

### ( 理 事 会 )

第 28 条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選任する。
- 6 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決する。
- 7 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### ( 議事録 )

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名し、押印するものとする。

## 第 6 章 専 門 委 員 会

### ( 専 門 委 員 会 )

第 30 条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

## 第 7 章 事 務 局

### ( 事 務 局 及 び 職 員 )

第 31 条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
- 3 職員は、会長が任免する。

## 第 8 章 資 産 及 び 会 計

### ( 事 業 年 度 )

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。



( 事業計画及び収支予算 )

第 33 条 会長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

( 事業報告及び決算 )

第 34 条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第 1 項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

( 公益目的取得財産残額の算定 )

第 35 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

( 定款の変更 )

第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

( 解 散 )

第 37 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

( 公益認定の取消し等に伴う贈与 )

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

( 残余財産の帰属 )

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

( 公告の方法 )

第 40 条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は榛村純一、副会長は田中鉄男と鈴木毅志、専務理事は柳澤興一郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

公益社団法人日本茶業中央会 役員名簿

令和6年6月末現在

氏名	所属等
上川 陽子	(公社)静岡県茶業会議所会頭
吉田 利一	全国茶生産団体連合会会長
佐々木余志彦	全国茶商工業協同組合連合会理事長
鈴木 貞美	公益社団法人日本茶業中央会専務理事
桐明 和久	福岡県茶生産組合連合会副会長
長峰 宏芳	(一社)埼玉県茶業協会会長
河原崎 友二	静岡県経済農業協同組合連合会経営管理委員会委員長
大瀬 憲一	三重県茶業会議所副会頭
坂元 修一郎	(一社)鹿児島県茶生産協会会長
君野 信太郎	東京都茶協同組合理事長
安田 伸	三重県茶商工業協同組合理事長
森下 康弘	京都府茶協同組合理事長
篠矢 裕己	大阪府茶業協同組合理事長
澤田 了三	鹿児島県茶商業協同組合理事長
桐島 俊昭	日本茶輸出組合理事長
長瀬 隆	(公社)静岡県茶業会議所副会頭
堀井 長太郎	(公社)京都府茶業会議所会頭
柚木 弘文	(公社)鹿児島県茶業会議所会頭
光村 徹	(公社)鹿児島県茶業会議所専務理事
鎌田 隆郎	三重県茶業会議所会頭
中野 悦久	株式会社伊藤園専務執行役員
竹本 晋	サントリー—食品インターナショナル(株)常務執行役員
佐伯 光則	三井農林株式会社代表取締役社長
櫻井 幸子	公益財団法人国際茶道文化協会評議員
阿部 啓子	東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授
中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
山下 昌徳	静岡県経済農業協同組合連合会常務理事
富田 清治	愛知県茶商工業協同組合理事長
伊藤 智尚	(公社)静岡県茶業会議所専務理事

会員名簿

団体等名	郵便番号	住所
全国茶生産団体連合会	101-0047	東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル9F
全国茶商工業協同組合連合会	420-0005	静岡市葵区北番町81 茶業会館
日本茶輸出組合	420-0011	静岡市葵区北番町17 (有)ヘリヤ商会内
公益社団法人静岡県茶業会議所	420-0005	静岡市葵区北番町81 茶業会館
公益社団法人京都府茶業会議所	611-0021	宇治市宇治折居25-2 宇治茶会館内
公益社団法人鹿児島県茶業会議所	891-0122	鹿児島市南栄3-12
三重県茶業会議所	514-0003	津市桜橋1-649 農業共済会館内
株式会社伊藤園	151-8550	東京都渋谷区本町3-47-10
サントリー食品インターナショナル(株)	104-0031	東京都港区芝浦3-1-1
三井農林(株)	105-8427	東京都港区西新橋1-2-9

## II 事業の概要

本会が令和5年度に行った一般事業の主なものは次のとおりである。

### [1] 諸会議の開催

#### 1 理事会

##### (1) 第1回理事会

理事会を下記により開催し、議案についてそれぞれ審議、可決承認した。

① 開催日 令和5年6月5日(月)、Web会議

② 提案事項及び承認

第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算報告承認に関する件

##### (2) 第2回理事会

① 開催日 令和6年3月18日(月)、Web会議

② 提案事項及び承認

第1号議案 令和6年度事業計画及び収支予算決定承認に関する件

第2号議案 令和6年度会費賦課徴収方法決定承認に関する件

第3号議案 令和6年度役員報酬決定承認に関する件

第4号議案 令和6年度規約改正承認に関する件

第5号議案 大阪・関西万博出展に関する件

#### 2 総会

##### (1) 第1回通常総会

① 開催日 令和5年6月26日、Web会議

② 提出議案及び決議事項

第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算報告承認に関する件

第2号議案 役員改選に関する件

##### (2) 第2回総会の開催について

① 開催日 令和6年3月18日

② 提案事項及び承認

第1号議案 令和6年度事業計画及び収支予算決定承認に関する件

第2号議案 令和6年度会費賦課徴収方法決定承認に関する件

第3号議案 令和6年度役員報酬決定承認に関する件

第4号議案 令和6年度規約改正承認に関する件

第5号議案 大阪・関西万博出展に関する件

### 3 令和5年度茶業功績者表彰委員会

① 開催日 令和5年9月25日(月)

開催日程の調整の状況を踏まえて、Web会議で実施した。

② 協議事項及び決定

令和5年度茶業功績者(日本茶 Next Generation 大賞部門を含む)の選考について

第77回全国お茶まつり福岡大会における宣言(案)について

### 4 日本茶輸出委員会

(1) 第1回

① 開催日 令和5年7月26日(水)、Web会議

② 協議事項

新たな市場としてのインドへの輸出拡大方策

海外での日本茶の差別化に向けた取組

品目団体輸出力強化緊急支援事業における取組について

(2) 第2回

① 開催日 令和6年2月29日(木)

② 協議事項

インド向け緑茶輸出に係る規制等調査報告

ナショナルGIの検討について

茶の輸出拡大に向けた活動方針(日本茶輸出委員会における中間とりまとめ)

の令和5年度の対応状況について

日本茶ロゴマークについて

JFOODOでのプロモーション活動について

情報提供(農林水産省)

## [2] 補助事業実施への参画

### 1 令和5年度日本茶業体制強化推進事業

事業実施主体: 日本茶業体制強化推進協議会

(1) 総会

① 開催日 令和5年5月23日(火)、Web会議

② 議案

令和4年度事業報告及び収支決算報告について  
令和5年度事業計画及び収支予算について  
令和5年度会費賦課徴収方法決定承認について  
役員任期更新に関する件

(2) 第1回検討会

① 開催日 令和5年6月17日(月)、Web会議

② 議案

令和4年度事業報告について

令和5年度事業計画について

(3) 第2回検討会

① 開催日 令和6年3月4日(月)、Web会議

② 議案

令和5年度事業報告について

令和6年度事業計画について

2 令和5年度日本茶輸出促進事業(品目団体輸出強化緊急支援事業)

日本茶業中央会は、令和5年3月輸出促進法に基づいて認定品目団体に認定をされ、同年5月農林水産大臣から日本茶輸出促進協議会(会員:日本茶業中央会、世界緑茶協会、日本インストラクター協会)が実施してきた同事業の譲渡の承認を受けて事業実施主体となった(別添参照)。

(1) 総会

① 開催日 令和5年5月30日(月)

② 開催場所 東京茶業会館6階会議室

③ 協議事項

令和4年度事業報告及び会計報告

令和5年度会費

令和5年度事業計画・予算計画

(2) 運営委員会・インポートトレランス検討会(合同)

① 開催日 令和6年3月13日(水)

② 開催場所 東京茶業会館6階会議室(Web会議)

③ 協議事項

ア 令和5年度事業実施経過報告

- 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
- インポートトレランス調査・申請支援事業
- 品目団体輸出力強化緊急支援事業
- イ 令和6年度事業計画（案）
- 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
- インポートトレランス調査・申請支援事業
- 品目団体輸出力強化緊急支援事業

### [3] 関係機関・関係団体との連携

#### 1 杉山彦三郎翁顕彰会役員会 (Web 参加)

##### (1) 役員会

- ① 開催日 令和5年5月13日(水)
- ② 議案
  - 令和4年度事業報告・決算について
  - 令和5年度事業計画・予算について
  - 令和5年度杉山彦三郎賞表彰者の選考について
  - 令和5年度慰霊式の実施方法について 他

#### 2 日本茶業学会

##### (1) 通常総会

- ① 開催日 令和5年11月21日(火)
- ② 議案
  - 報第1号 2022年度庶務に関する事項
  - 報第2号 2022年度事業に関する事項
  - 議第1号 2022年度経費収入支出決算の承認を求める件
  - 議第2号 2023年度事業計画の決議を求める件
  - 議第3号 2023年度経費収入支出予算の決議を求める件
  - 議第4号 役員等の選任に関する件

##### (2) 第1回理事会

- ① 開催日 令和5年11月21日(火)
- ② 討議事項
  - 総会資料について
  - 慶弔の取り扱いについて



## 受賞者のお車代の扱いについて

### (3) 表彰委員会

- ① 開催日 令和5年7月25日(月)
- ② 開催場所 農研機構金谷研究拠点

### 3 茶生産県会議（農水省主催）

#### (1) 第1回

- ① 開催日 令和5年9月7日(木)、Web開催
- ② 議事
  - ア 茶関係予算について
  - イ 最近の動向について
    - 肥料価格高騰対策について
    - 緑の食料システム戦略にかかる施策
    - 茶セーフティネット構築事業の発動状況及び6年度事業について
    - 輸出に係る取組について
    - 出かけよう、味わおう！キャンペーン、「茶育」プロジェクトについて
    - お茶の価格について
  - ウ 茶業関係団体等からの情報提供
    - 第77回全国お茶まつり福岡大会
    - 日本茶 AWARD
    - 茶の温室効果ガス排出量算定にかかる標準値（慣行レベル）の設定
    - 茶に関する農研機構の取組
  - エ 意見交換（インボイス対応、スマート農業の推進、国内消費拡大等）

#### (2) 第2回（Web開催）

- ① 開催日 令和6年2月5日(月)
- ② 議事
  - ア 茶関係予算について
    - 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
    - 産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援
    - 強い農業づくり総合支援交付金、農産物等輸出拡大施設整備事業
    - 有機農業の推進
    - 国内肥料資源利用拡大対策
    - 施設園芸等燃料価格高騰対策
  - イ 最近の動向について

輸出の取組

「茶育」プロジェクト及び BUZZ MAFF の活用について

インボイス制度への対応について

ウ 茶業関係団体等からの情報提供

生産流通実態調査

需要創出の取組

日本茶 AWARD

世界緑茶コンテスト

試験研究関連情報

エ 意見交換（次年度の生産方針、担い手・労働力確保対策、スマート農業の推進等）

#### 4 果樹茶業試験研究推進会議

農水省行政部局と農研機構、茶関係団体との茶に関する情報交換会として、茶に関する研究課題と行政ニーズ・業界ニーズについて意見交換し、相互認識の深化による研究の展開を図った。

① 開催日 令和5年12月13日（火）

② 開催場所 農水省会議室

#### 5 自民党茶業議員連盟

##### （1）第1回

① 開催日 令和5年6月19日（月）

② 開催場所 自民党本部701号室

③ 概要

農林水産省から令和5年産一番茶の価格等について説明。日本茶の輸出、消費拡大に向けた取組等について議論が行われた。

##### （2）第2回

① 開催日 令和5年8月31日（木）

② 開催場所 自民党本部701号室

③ 概要

農林水産省から「お茶の価格について」、「令和6年度茶業関係予算概算要求について」、を説明、茶業団体から茶業全般について要望。これらを踏まえ、茶業振興に関する決議が行われた。

##### （3）内閣総理大臣への新茶贈呈式

① 開催日 令和5年6月19日（月）

② 開催場所 総理官邸 2階小会議室

③ 概要

冒頭集合写真の撮影、自民党茶議員連盟、日本茶業中央会、全国茶生産団体連合会、全国茶商工業協同組合連合会の各代表からご挨拶、総理よりお言葉、茶娘の派遣、贈呈茶の提供、日本茶インストラクター協会からの湯茶の接待。

## 6 自民党農産物輸出促進対策委員会

### (1) 第1回

① 開催日 令和5年12月14日(木)

② 開催場所 自民党本部 901号室

③ 概要

認定品目団体の活動について、(一社)日本青果物輸出促進協議会、(一社)全日コメ・コメ関連食品輸出促進協議会、(一社)日本畜産物輸出促進協会、日本酒造中央会から輸出の取り組みを説明後、意見交換。

### (2) 第2回

① 開催日 令和6年2月28日(水)

② 開催場所 自民党本部 704号室

③ 概要

認定品目団体の活動について、(一社)日本真珠振興会、(一社)全日本錦鯉振興会、全国醤油工業協同組合連合会から輸出の取り組みを説明後、意見交換。

## 7 農水省フラグシップ輸出産地に関する有識者会議

### (1) 第1回

① 開催日 令和6年3月1日(金)

② 開催場所 イイノホール Room B1

③ 概要

フラグシップ輸出産地に関する有識者会議の設置について  
輸出産地の形成に向けた取組について

### (2) 第2回

① 開催日 令和6年3月19日(火)

② 開催場所 AP 虎ノ門 Room C

③ 概要

フラグシップ輸出産地選定の選定基準の検討

8 日本茶業中央会会員団体と農水省との意見交換会

- ① 開催日 令和5年7月24日(金)
- ② 開催場所 農水省第一特別会議室
- ③ 概要  
話題提供(茶の価格と流通をめぐる情勢等)

9 第77回全国お茶まつり福岡大会

(1) 概要

福岡県、八女市、福岡県茶業団体並びに全国茶業関係団体が共催し、第77回全国お茶まつり福岡大会が八女市において開催された。

行事内容	日程	会場
式典・褒賞授与式 展示会	令和5年10月28日(土)	八女市市民会館
茶消費拡大イベント	令和5年10月28日(土) ～29日(日)	福岡大名ガーデンシティ、大濠テラス(福岡市) 小倉城庭園、リバーウォーク 北九州(北九州市)
全国茶品評会		
出品茶審査会	令和5年8月22日(火) ～25日(金)	JAふくれん
出品茶入札販売会	令和5年9月21日(木)	茶取引センター(八女市) サザンクロス筑後(八女市)

(2) 令和5年度茶業功績者の表彰

次の方々、団体の表彰を行った。

氏名	現住所	茶業団体等役職及び 職歴	業績概要等
くらうち いさお 藏内 勇夫 (70歳)	福岡県	元全国茶生産団体連 合会常務理事 元福岡県茶生産組 合連合会会長 福岡県茶生産組連 合会名誉会長	・全国茶生産団体連合会で常務理事を務め、福岡県茶生産組合連合会では8年に亘り会長を務め、地域茶業振興に大きく寄与。 ・平成27年には高級八女茶の

		福岡県議会議員	<p>代名詞である「伝統本玉露」の地理的表示保護制度（G I）取得を関係機関とともに推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年には会長を務めるアジア獣医師会連合（FAFV）大会で各国参加者に八女茶をPRするなど、国内外（姉妹提携都市ハワイ、タイ等）で八女茶のトップセールスを実施。</li> <li>・現在も茶の生産振興に努め、生産の省力化、生産体制の強化、高級茶としてのブランド確立に貢献。</li> </ul>
<p>ふるかわ あきとし 古川 明俊 (72歳)</p>	福岡県	<p>元福岡県茶生産組合連合会副会長 元福岡県茶業振興推進協議会理事 元福岡県指導農業士 元福岡八女農業協同組合理事 元福岡八女農業協同組合茶業部会会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶生産法人組織を設立し、直販や喫茶室の設置に取り組むなど、新しい経営形態で八女茶産地振興に尽力。</li> <li>・省力・高品質茶栽培技術の普及に努め、八女茶産地を活性化。</li> <li>・福岡県茶生産組合連合会副会長、福岡八女農業協同組合茶業部会会長を務め、高品質茶生産技術を推奨して全国茶品評会で上位入賞に導くなど、産地を牽引。</li> <li>・各役職で市場や消費者ニーズに対応した事業を展開し、地域農業の活性化に大きく貢献。</li> </ul>
<p>いとう しげのり 伊藤 重範 (69歳)</p>	大阪府	<p>元（公社）日本茶業中央会理事 元全国茶商工業協同組合連合会副理事長 元大阪府茶業協同組合理事長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い人脈を生かして大阪府の歴史的な観光名所である大阪城公園天守閣前広場において、消費地大阪の一大イベントである新茶キャンペーンの開催を実現。</li> <li>・夏場の茶の消費拡大を図るた</li> </ul>

			<p>め、キャンペーンにおいて、新茶や水出し緑茶の試飲により宣伝し、国内外の観光客や大阪市民に大きな反響を与えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における大阪優良茶品評会や新年互礼会において、組合理事や関係業社などに協力・賛同を働きかけ、再開させて、茶の品質向上、消費拡大に尽力し、次世代の若手育成、茶業界の発展に大きく貢献。</li> </ul>
<p>ひらやなぎ としひろ 平柳 利博 (69 歳)</p>	<p>静岡県</p>	<p>(社) 静岡県茶手揉保存会 元全国手もみ茶振興会会長理事 元 (公社) 静岡県茶手揉保存会会長理事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 2 年に地元製紙会社を退職後、実家の茶業に就農。有機栽培への転換など、いち早く環境に配慮した生産を行うとともに、販売力を強化して安定した経営を確立し、地域のモデルとなる茶業を実践。</li> <li>・手揉実演会と消費宣伝、手揉技術保存のための後継者養成、皇室献上茶の謹製など県茶手揉保存会が実施する事業を円滑に展開するとともに、会員相互の交流など会の発展に貢献。</li> <li>・特に、令和 2 年頃から新型コロナウイルスの感染が拡大し、実演会の中止など茶手揉保存会の活動も制限を受ける中、会長として会員相互の円滑なコミュニケーションを図り、大正 14 年から続く献上茶の謹製事業を継続し、団体発展に尽力。</li> </ul>
<p>はやし よしつぐ 林 善嗣 (78 歳)</p>	<p>京都府</p>	<p>元京都府農業共済組合組合長理事 元京都府農業会議副会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京田辺市農業委員会会長として茶園の遊休農地の活用のため、平成 16 年から茶園の所有者と栽培者を結びつけるシステム</li> </ul>

		<p>京都府茶業会議所評議員 元京田辺市農業委員会会長 元京田辺市茶業部会部会長</p>	<p>「茶園バンク」を制度化。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者育成に取り組み、平成15年から「京田辺のお茶を考える会」を立ち上げ、修了生11名を輩出、その多くは現在、茶業後継者として地域を牽引する存在。</li> <li>・自身の茶業経営においては、平成の初め碾茶の需要拡大を見越し、玉露生産から碾茶生産に転換。地域の有志に呼びかけ、新たに碾茶工場を立ち上げ、地域の碾茶生産を先駆けて牽引。</li> <li>・高い技術を惜しみなく地域生産者に伝え、京田辺の碾茶、宇治茶振興にとどまらず、広く府内の茶業振興に大きく貢献。</li> </ul>
<p>なかもり やすし 中森 慰 (74歳)</p>	<p>三重県</p>	<p>全国手もみ茶振興会理事 元全国手もみ茶振興会会長 三重県手もみ茶技術伝統保存会会長 元三重県茶業会議所理事 元三重県指導農業士</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手もみ製茶法の伝承保存と、併せて手もみ茶技術の修得による機械製茶への応用を推進。</li> <li>・若手生産者を中心に三重県手もみ茶技術伝承保存会を組織化し、手もみ茶技術の伝承と若手技術者、伝承者を育成。</li> <li>・令和4年5月伊勢国で生まれた「片手葉揃揉み」の技法を後世に伝えるため冊子を発刊。</li> <li>・全国手もみ茶振興会の手もみ茶技術資格認定制度の確立など体制強化に努め、各地で技術指導を実践し、手もみ茶技術の向上に尽力。</li> <li>・手もみ茶の実演体験などのイベントを通じ一般消費者に日本茶への理解を深め、茶業の振興に貢献。</li> </ul>

<p>ささめ まさみ 笹目 正巳  (61 歳)</p>	<p>静岡県</p>	<p>(株)伊藤園顧問 元(株)伊藤園執行役員 元(株)伊藤園生産本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入社以来、缶入り緑茶やペットボトル入り緑茶などの飲料商品やティーバッグ、インスタントに代表される簡便性の緑茶関連の商品開発を担当。</li> <li>・開発した商品は茶の飲用経験の少ない若者や外国人などにお茶のファンを増やすこととなり、茶業界における新たな市場の創造に貢献。</li> <li>・飲料やティーバックに適した荒茶加工工程の改良を通して省エネに対応した加工方法を確立。</li> <li>・これらの業績を「世界お茶まつり」や飲料業界のシンポジウムなどで広く技術提供し、業界全体の発展に尽力。</li> </ul>
--	------------	---	--

令和5年度 茶業功績者(Next Generation 大賞)

氏名	現住所	業績概要等
<p>福岡県立八女 農業高等学校</p>	<p>福岡県</p>	<p>同校は、福岡県で唯一のお茶の栽培・製造加工・販売まで一貫して学習し、後継者育成や伝統文化の継承、八女茶を活用したペットボトル茶、玉露ワッフル、お茶クッキー等の商品を開発。以下の様々な活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八女市と連携し、令和2年から地元の施設で地域通貨サービス「まちのコイン」を使用し、同校産の粉茶を使ってボトリングしたお茶を提供。</li> <li>・福岡県茶業青年の会と連携し、毎年5月玉露を生産している同校OBの若手生産者から栽培方法や収穫方法の指導を受け、手摘みの収穫作業を担い、八女茶や地域の情勢を学習。</li> <li>・安心安全なお茶栽培に取り組み、令和4年2月福岡県GAPの認証を取得。</li> <li>・八女市内の小学校と連携し、令和4年から小学生とのお茶摘み交流を実施。小学5年生には1年間を通して、</li> </ul>



	<p>お茶の栽培管理や収穫体験、八女茶の歴史についての授業などを行い、子どもたちの八女茶の理解を助長。</p> <p>・同校農業クラブは様々な活動成果を地域イベント等の機会を捉えて発表するなど、八女茶の普及活動を推進。</p>
--	---

### (3) 大会宣言の策定・発出

#### 大会宣言

「第 77 回全国お茶まつり福岡大会」は、長い間丁寧に磨いてきた技術や地域毎の文化を活かし、茶に関係する人々が一つになって日本茶の効能や楽しみ方を国内外に発信するプログラムを展開します。

お茶は、人々の健康づくりや生活にゆとりと潤いをもたらすかけがえのない食品として、暮らしの中に深く溶け込むとともに、日本人の美意識や心の拠り所、コミュニケーション機会を提供するものとして、和文化の形成に大きな役割を果たしてきました。私たち茶関係者は、生産・加工・流通が一体となり、茶文化を担う方々とも手を携えて、時代の変化を見通して「日本茶の魅力」を広く国内外の消費者の皆さんに発信し、茶業の振興、輸出の促進、日本茶文化の発展を図るため、次の宣言をします。

一 ウイズコロナ社会への移行に伴って、デジタル技術を活用した変革を推進し、ポトリングティーや各種茶種を活用した新商品開発、日本茶カフェなど販売形態を工夫し、国内外の需要の創出・拡大を図ります。

一 国連が提唱する「2030年の達成を目指す持続可能な開発目標（SDGs）」を実践するため、日本茶の健康機能や癒しの効能をPRし、生活の質の向上に貢献するとともに、環境保全や生産、加工・流通の高度化等の取組を推進します。

一 和食文化としての日本茶の需要拡大や輸出の更なる促進に努めるとともに、茶育や日本茶と海外の食とのペアリング等新たな取組みを進め、あらゆる場所と機会を通じて日本茶ファンを増やしていきます。

一 おもてなしの心を育む日本茶とその伝統文化を大切にし、未来の子供たちに継承していくため、茶業界はもとより他業界とも連携し、日本茶の魅力を活かした新しい日本茶文化を創造、推進します

以上、ここに茶関係者が力を合わせて行動することを宣言します。

令和5年10月28日

10 JAS 素案作成委員会

(1) 事業概要

令和5年度 JAS 等の国際標準化による輸出環境整備調査委託事業の茶成分の近赤外分光分析法に関する JAS 素案の作成

(2) 内容

- ① 開催日 令和6年2月20日(火)
- ② 開催場所 WEB 開催
- ③ 議事  
全体進捗状況説明  
JAS 素案の審議  
今後の予定

[4] 主催事業

1 茶の審査技術の向上研修会

茶審査技術習得に係る技術講習会を令和6年2月8日(木)～9日(金)に静岡県(静岡県農業研修会館、JA 遠州夢咲茶業振興センター)において開催した。

(1) 参加者

生産関係者	13名	埼玉1、静岡2、愛知1、京都3、奈良1、兵庫1、長崎1、鹿児島1
商工関係者	10名	静岡1、京都5、福岡1、鹿児島3
インストラクター	5名	北海道1、静岡3、長崎1
計	28名	

(2) 研修内容

第1日目	
講義「茶の審査法のあれこれ」	茶の審査法の変遷と新たな評価法について
講義「茶業の現状と課題」	茶業の現状と今後の課題等について
講義「茶業研究の現状」	茶の試験研究の現状について
講義「茶の香りの科学」	茶の香りについて
講義「茶の科学」	茶の成分とその効能等の基礎と応用知識について

第2日目	
講義 「茶の審査法」	化学的品質評価法・官能評価法の基礎的な知識について
実習 「外観審査法」(荒茶)	実習を通じた外観審査技術の修得
実習 「内質評価審査法」	実習を通じた内質(香気、滋味、水色)審査技術の習得 欠点茶の特徴、鑑定法の習得

## 2 全国・県茶品評会、共進会等に対する表彰、後援

全国手もみ茶品評会、ブロック、都府県主催の茶品評会、共進会等にそれぞれ会長賞を授与し表彰、後援等を行った。

## 3 茶業情報・資料の作成配布

茶に関する最新の各種統計データ等を収集、取りまとめ、令和5年版「茶関係資料」(A4版 174頁、1,000冊)を作成・配布した。

## 4 茶業文庫の活用

### (1) 所有する蘭字データの活用

- ① 「蘭字カレンダー」(令和5年用、700冊)の作成
- ② 蘭字に係る学術的記事掲載者(世界緑茶協会機関紙など)へのデータ提供。

### (2) 茶業文庫及び各種図書資料の利用許諾

## 5 その他本会の目的達成に必要な事業

公益財団法人日本農林漁業振興会主催の農林水産祭に協賛した。

Ⅲ 決算に係る計算書類

公益社団法人 日本茶業中央会 貸借対照表

令和06年3月末日現在

一般会計

(単位：円)

科 目	当期	前期	増減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>			
現金預金	33,008,722	20,864,889	12,143,833
貯蔵品	857,044	954,320	△ 97,276
立替金	45,320	45,320	0
未収入金	1,200,000	0	1,200,000
流動資産合計	35,111,086	21,864,529	13,246,557
<b>2 固定資産</b>			
工具器具備品	419,548	103,707	315,841
事務所保証金	7,938,000	7,938,000	0
固定資産合計	8,357,548	8,041,707	315,841
資産合計	43,468,634	29,906,236	13,562,398
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
未払金	7,718,840	13,256	7,705,584
預り金	320,869	69,479	251,390
流動負債合計	8,039,709	82,735	7,956,974
<b>2 固定負債</b>			
預り保証金	4,420,710	4,420,710	0
固定負債合計	4,420,710	4,420,710	0
負債合計	12,460,419	4,503,445	7,956,974
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1 一般正味財産</b>	31,008,215	25,402,791	5,605,424
<b>2 指定正味財産</b>	0	0	0
正味財産合計	31,008,215	25,402,791	5,605,424
負債及び正味財産合計	43,468,634	29,906,236	13,562,398

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

財務諸表の作成については「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用しています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
定率法
- (3) 消費税等の会計処理  
税込方式

### 2. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科目	内容	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
工具器具備品	書籍	5,000,000	4,999,999	1
工具器具備品	パソコン	225,720	225,719	1
工具器具備品	電話装置	159,916	90,744	69,172
工具器具備品	パソコン	204,996	42,707	162,289
工具器具備品	パソコン	196,262	8,177	188,085
	合計	5,786,894	5,367,346	419,548

(注) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書について

貸借対照表の付属明細書、正味財産増減計算書の付属明細書は、貸借対照表の注記としましたが、記載事項はありません。

公益社団法人 日本茶業中央会 正味財産増減計算書

令和05年4月1日～令和06年3月末日

一般会計

(単位：円)

科 目	当期	前期	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1 経常増減の部</b>			
(1) 経常収益			
① 受取会費	[ 25,353,060 ]	[ 25,333,270 ]	[ 19,790 ]
正会員受取会費	25,234,000	25,234,000	0
特別会費	119,060	99,270	19,790
② 事業収益	[ 2,990,915 ]	[ 1,514,654 ]	[ 1,476,261 ]
事業収益	2,990,915	1,514,654	1,476,261
③ 補助金収入	[ 150,417,376 ]	[ 0 ]	[ 150,417,376 ]
補助金収入	150,417,376	0	150,417,376
④ 受取寄附金	[ 30,000 ]	[ 0 ]	[ 30,000 ]
受取寄附金	30,000	0	30,000
⑤ 雑収益	[ 196 ]	[ 109 ]	[ 87 ]
受取利息	196	109	87
<b>経常収益計</b>	<b>178,791,547</b>	<b>26,848,033</b>	<b>151,943,514</b>
(2) 経常費用			
<b>事業費</b>			
役員報酬	4,500,000	4,500,000	0
給料手当	2,106,000	2,106,000	0
退職金	75,000	0	75,000
賃金	18,046,000	105,000	17,941,000
法定福利費	1,119,617	1,151,324	△ 31,707
旅費交通費	14,919,795	900,762	14,019,033
外注費	57,221,780	0	57,221,780
諸謝金	37,684,392	74,459	37,609,933
荷造運搬費	1,016,575	109,432	907,143
通信費	199,120	182,313	16,807
減価償却費	42,709	47,048	△ 4,339
消耗品費	7,276,576	470,019	6,806,557
会議費	8,675,851	0	8,675,851
印刷製本費	3,912,561	2,480,177	1,432,384
広告宣伝費	26,400	26,400	0
賃借料	6,648,675	374,443	6,274,232
保険料	18,670	0	18,670
共催負担金	1,962,060	1,599,270	362,790
新聞図書費	31,476	31,476	0
HP管理費	299,244	198,000	101,244
事務所費	2,380,520	2,333,220	47,300
支払手数料	147,750	24,887	122,863
雑費	44,200	0	44,200
<b>事業費計</b>	<b>168,354,971</b>	<b>16,714,230</b>	<b>151,640,741</b>
<b>管理費</b>			
役員報酬	1,500,000	1,500,000	0
給料手当	702,000	702,000	0
退職給与	25,000	0	25,000
法定福利費	373,205	383,775	△ 10,570
交通費	373,830	319,580	54,250
福利厚生費	2,319	7,169	△ 4,850
荷造運搬費	22,172	17,796	4,376
通信費	66,373	63,022	3,351
消耗品費	56,609	81,754	△ 25,145
会議費	8,000	0	8,000
賃借料	71,885	71,686	199
事務所費	499,288	499,288	0
支払手数料	676,790	604,610	72,180
交際費	34,400	0	34,400
光熱水費	263,336	205,240	58,096
租税公課	2,120	1,910	210
旅費交通費	97,010	77,100	19,910
減価償却費	42,708	47,048	△ 4,340
雑費	14,107	0	14,107
<b>管理費計</b>	<b>4,831,152</b>	<b>4,581,978</b>	<b>249,174</b>
<b>経常費用計</b>	<b>173,186,123</b>	<b>21,296,208</b>	<b>151,889,915</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>5,605,424</b>	<b>5,551,825</b>	<b>53,599</b>
<b>2 経常外増減の部</b>			
(1) 経常外収益	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]
(2) 経常外費用	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>5,605,424</b>	<b>5,551,825</b>	<b>53,599</b>
一般正味財産期首残高	25,402,791	19,850,966	5,551,825
一般正味財産期末残高	31,008,215	25,402,791	5,605,424

# 財産目録

令和06年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金			33,008,722	
	現金預金	手許保管	運転資金として	130,699	
	現金預金	普通預金		32,878,023	
		郵便貯金	運転資金として	2,342,912	
		三井住友銀行	運転資金として	19,373,370	
		三井住友銀行	運転資金として	6,388,124	
		大東京信組	運転資金として	93,019	
		農林中金	運転資金として	30,417	
		農林中金	運転資金として	407,025	
		農林中金	運転資金として	4,243,156	
	貯蔵品	手元パンフレット等	在庫	857,044	
	立替金	同居法人	同居法人分精算予定分	45,320	
未収入金	同居法人	同居法人分精算予定分	1,200,000		
流動資産合計				35,111,086	
(固定資産)	その他固定資産	工具器具備品	図書文献	公益目的保有財産	1
			パソコン	(共有財産)	
				うち公益目的保有財産50%	175,188
			うち管理目的使用財産50%	175,187	
		電話装置	(共有財産)		
			うち公益目的保有財産50%	34,586	
	うち管理目的使用財産50%	34,586			
事務所保証金	事務所保証金	(共有財産)			
		うち公益目的保有財産82.35%	6,537,141		
		うち管理目的使用財産17.65%	1,400,859		
固定資産合計				8,357,548	
資産合計				43,468,634	
(流動負債)	未払金	印刷会社等	事業未払金等	7,718,840	
			源泉所得税等	320,869	
	預り金		給与分納期特例分等		
流動負債合計				8,039,709	
(固定負債)	預り保証金	事務所保証金	同居法人分預り保証金	4,420,710	
固定負債合計				4,420,710	
負債合計				12,460,419	
正味財産				31,008,215	

公益社団法人 日本茶業中央会 正味財産増減計算書内訳表  
令和05年4月1日～令和06年3月末日

一般会計

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	公 1		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	14,916,484	10,436,576	25,353,060
正会員受取会費	14,797,424	10,436,576	25,234,000
特別会費	119,060	0	119,060
事業収益	2,990,915	0	2,990,915
事業収益	2,990,915		2,990,915
補助金収入	150,417,376	0	150,417,376
補助金収入	150,417,376		150,417,376
受取寄附金	30,000	0	30,000
受取寄附金	30,000		30,000
雑収益	196	0	196
雑収益	196		196
経常収益計	168,354,971	10,436,576	178,791,547
(2) 経常費用			
事業費	168,354,971		168,354,971
役員報酬	4,500,000		4,500,000
給料手当	2,106,000		2,106,000
退職金	75,000		75,000
賃金	18,046,000		18,046,000
法定福利費	1,119,617		1,119,617
旅費交通費	14,919,795		14,919,795
外注費	57,221,780		57,221,780
諸謝金	37,684,392		37,684,392
荷造運搬費	1,016,575		1,016,575
通信費	199,120		199,120
減価償却費	42,709		42,709
消耗品費	7,276,576		7,276,576
会議費	8,675,851		8,675,851
印刷製本費	3,912,561		3,912,561
広告宣伝費	26,400		26,400
賃借料	6,648,675		6,648,675
保険料	18,670		18,670
共催負担金	1,962,060		1,962,060
新聞図書費	31,476		31,476
HP管理費	299,244		299,244
事務所費	2,380,520		2,380,520
支払手数料	147,750		147,750
雑費	44,200		44,200
管理費		4,831,152	4,831,152
役員報酬		1,500,000	1,500,000
給料手当		702,000	702,000
退職給与		25,000	25,000
法定福利費		373,205	373,205
交通費		373,830	373,830
福利厚生費		2,319	2,319
荷造運搬費		22,172	22,172
通信費		66,373	66,373
消耗品費		56,609	56,609
会議費		8,000	8,000
賃借料		71,885	71,885
事務所費		499,288	499,288
支払手数料		676,790	676,790
交際費		34,400	34,400
光熱水費		263,336	263,336
租税公課		2,120	2,120
旅費交通費		97,010	97,010
減価償却費		42,708	42,708
雑費		14,107	14,107
経常費用計	168,354,971	4,831,152	173,186,123
当期経常増減額	0	5,605,424	5,605,424
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	5,605,424	5,605,424
一般正味財産期首残高			25,402,791
一般正味財産期末残高			31,008,215
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高			31,008,215



## 令和6年度事業計画

### 茶業の振興、日本茶文化の普及のための基本的な方針

「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針(令和2年4月改定)」及び輸出促進法に基づく品目団体としての輸出促進、コロナ禍後の新たな経済社会環境等を踏まえ、

- (1) 輸出を促進する環境の整備・強化
- (2) 茶業における需要促進とSDGsの取組の推進
- (3) 安全・安心な茶の生産・流通の推進
- (4) 茶業関係者が連携した茶業の振興、文化の普及
- (5) 大阪・関西万博の日本茶展示の準備

を柱として、令和6年度事業計画及び収支予算を以下のとおりとする。

### 1 令和6年度事業計画(案)

#### (1) 輸出を促進する環境の整備・強化

##### ① 品目団体としての輸出促進事業の実施

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)に基づく農林水産物・食品輸出促進団体(品目団体)として、補助事業等の支援を活用しつつ、輸出促進事業を展開する。

##### ② 輸出拡大に向けた具体的な対応

国の輸出戦略を踏まえて設置した日本茶輸出委員会で取りまとめた「茶の輸出拡大に向けた活動方針」に沿って、輸出組合等と連携し、輸出拡大に向けた課題解決のために具体的な取組を検討、推進する。

##### ③ 国際機関の動きに対応した活動の推進

茶類は国際貿易品目であり、ISO、FAO、ITCなどの国際機関が存在している。国際的規制の情報交換や規制に対する影響力強化のため、これらの会議に積極的な参加(専門家等の派遣)を行う。

##### ア ISO(国際標準化機構)の「食品専門部会・茶分科会(TC34/SC8)」の対応

日本は投票権を有するTC34/SC8の正式メンバーであり、その国内審議委員会は農林水産省農産局が対応している。我が国の抹茶の基準が国際的に位置付けられるように、専門委員会(TC34/SC8/WG13)に抹茶の技術レポートを提出するなど、国際的な抹茶の規格化の動きに対応している。他の輸出国の動きを注視しつつ国内審議

委員会メンバーとし積極的に対応する。

イ FAO-IGG on TEA（茶の政府間グループ）への対応

FAO-IGG on TEA は、国際貿易における茶の需要拡大、価格の安定、残留農薬基準問題等を審議している。日本代表の一員として農薬の残留基準等について情報提供する。また、国連は 5 月 21 日に「International Tea Day」（国際お茶の日）を制定しており、各国にキャンペーン実施が要請されていることから、需要拡大運動等積極的に協力する。

（2）茶業における需要促進と SDGs の取組の推進

① お茶イベントの連携や若者層へのアプローチの強化

緑茶の日（5 月 1 日）、国際お茶の日（5 月 21 日）などの機会を捉え、全国各地のお茶イベントと連携して需要促進を図る。特に、若者層を重点対象とし、ライフスタイルの変化に即したアプローチにより、日本茶の普及、日本茶文化の情報発信を支援する。

② 茶育・体験学習の推進

小学校等への茶育・体験学習を推進するため、茶関係団体、自治体・学校関係者等と連携して取組状況を把握し、茶育等を推進する。

③ 茶業における SDGs の取組推進

国連が定めた 2030 年を目標年とする持続可能な開発目標 SDGs の取組を推進するため、行政と連携し、茶業にかかる生産・流通資材節減・リサイクルなど SDGs の取り組みの情報を収集・整理し、今後の実践に繋げる。

（3）安全・安心な茶の生産・流通の推進

① 緑茶の表示基準の周知

消費者の安全・安心な茶の選択・購入に資するため、2019 年 3 月に一部改正した「緑茶の表示基準」の周知に引き続き努める。

② 審査技術の底上げ及び関係機関等と協力した各種技術の開発

茶の品質の適正化、安全・安心な茶生産流通を推進するため、生産・流通関係者の研修会（茶審査技術研修等）を主催する。また、輸出用茶の有機栽培、防除体系の確立のため、補助事業を活用して研究機関、自

治体等とも協力して栽培実証等の取組を進める。

#### (4) 茶業関係者が連携した茶業の振興、文化の普及

##### ① 「全国お茶まつり」の開催並びに各種表彰行事への後援と協力

令和6年度第78回全国お茶まつり静岡大会において、大会宣言を発出し、今後の茶業振興と茶文化の普及の方向性等について提言する。また、和文化・産業連携協議会等茶等の文化機関と連携したイベント開催、情報発信等の取組を推進する。

##### ② 各種調査・情報収集等

消費者への情報の提供、茶関係者の基礎資料とするため「茶関係資料」(令和6年度版)の作成・配布を行う。

茶業の振興に資するため、関係機関、茶業学会等の研究会、関連行事等に積極的に参画、協力する。

##### ③ 茶業文庫等の保管、整備

茶に関する文献、資料等の充実とその活用を図るとともに、茶業文庫に保管されている歴史的に貴重な書籍の電子化、合理的な管理方法を調査、整備する。

#### (5) 大阪・関西万博の日本茶業展示の準備

「命輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げる2025年国際博覧会(大阪・関西万博)は、令和7年4月13日(日)～10月13日(月)、大阪夢洲で開催される。茶については、EXPOメッセ(展示会場)において、6月5日(木)～6月16日(月)、万博展開コンセプト「日本の農林水産業の技と食文化は世界をもっと豊かにつなぐ」に即するよう展示の準備を行う(別紙1)。

#### (6) その他

##### ① 令和6年度関連補助事業の実施について(別紙2)

ア 令和5年度品目団体輸出力強化緊急支援事業(補正予算)

【事業主体】日本茶業中央会(日本茶輸出促進協議会から譲渡)

【事業内容】海外でのプロモーション事業、輸出拡大上の課題解決に向けた調査など

イ 令和6年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち全国推進事業(継続事業。応募中)

【事業主体】 日本茶業体制強化推進協議会（会長：大森正司）

【事業内容】 若者層を中心とした需要拡大

ウ 令和6年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち全国  
推進事業（継続事業。応募中）

【事業主体】 日本茶輸出促進協議会（会長：上川陽子）

【事業内容】 実証ほ設置、作物残留農薬検査、インポートトレランス申  
請のための作物残留農薬試験

② 資金調達及び設備投資の見込み

令和6年度において資金調達及び設備投資の見込はない。

## 2 収支予算

**令和6年度収支予算総括表(案)**  
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

単位：千円

科 目	一般会計	特 別 会 計			内部取引消去	合計
		退職給与	茶業振興基金	補助金		
I 事業活動収支の部						
(1) 事業活動収入						
1 会費収入	25,234					25,234
2 寄付金収入	100					100
3 補助金収入	100,000			0		100,000
4 他会計繰入金収入	0	60			△ 60	0
5 事業収入	2,000					2,000
6 雑収入	21	1	1			23
事業活動収入計	127,355	61	1	0	△ 60	127,357
(2) 事業活動支出						0
1 一般事業費	113,202	122	4,244	0		117,568
2 管理費	14,815					14,815
3 他会計繰入支出	60		0	0	△ 60	0
事業活動支出計	128,077	122	4,244	0	△ 60	132,383
事業活動収支差額	△ 722	△ 61	△ 4,243	0	0	△ 5,026
II 予備費支出	0					0
当期収支差額	△ 722	△ 61	△ 4,243	0	0	△ 5,026
前期繰越収支差額	0	61	4,243	0	0	4,304
次期繰越収支差額	△ 722	0	0	0	0	△ 722

令和6年度収支予算書(案)  
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

一般会計

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増(△減)	備考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
(1) 事業活動収入				
1 会費収入	25,234,000	25,234,000	0	
2 寄付金収入	100,000	100,000	0	
3 他会計繰入金収入	0	0	0	
4 事業収入	2,000,000	2,000,000	0	
5 受取補助金等	100,000,000	0	100,000,000	
5 雑収入	21,000	10,000	11,000	
事業活動収入計	127,355,000	27,344,000	100,011,000	
(2) 事業活動支出				
1 一般事業費	113,202,000	12,539,000	100,663,000	
茶業振興費	113,202,000	12,539,000	100,663,000	
①お茶まつり事業費	1,336,000	1,336,000	0	
②功績者表彰事業費	615,000	615,000	0	
③褒章関係費	400,000	400,000	0	
④茶業情報費	4,051,000	3,888,000	163,000	
⑤茶業文庫費	1,200,000	1,200,000	0	
⑥専門委員会費	2,000,000	1,500,000	500,000	
⑦振興活動費	3,600,000	3,600,000	0	
⑧補助事業費	100,000,000	0	100,000,000	
2 管理費	14,815,000	14,745,000	70,000	
役員報酬	6,000,000	6,000,000	0	
給料手当	2,900,000	2,900,000	0	
交通費	500,000	500,000	0	
法定福利費	1,200,000	1,200,000	0	
会議費	100,000	50,000	50,000	
旅費交通費	510,000	510,000	0	
通信費	60,000	60,000	0	
減価償却費	25,000	25,000	0	
荷造運搬費	100,000	100,000	0	
消耗品什器備品費	300,000	300,000	0	
消耗品費	100,000	100,000	0	
賃借料	100,000	100,000	0	
光熱水料	140,000	140,000	0	
事務所費	2,000,000	2,000,000	0	
租税公課	10,000	10,000	0	
交際費	50,000	30,000	20,000	
支払手数料	700,000	700,000	0	
雑費	20,000	20,000	0	
3 他会計繰入支出	60,000	60,000	0	
事業活動支出計	128,077,000	27,344,000	100,733,000	
事業活動収支差額	△ 722,000	0	△ 722,000	
<b>II 予備費支出</b>			0	
当期収支差額	△ 722,000	0	△ 722,000	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	△ 722,000	0	△ 722,000	

令和6年度収支予算書(案)  
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

退職給与特別会計

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増(△減)	備考
I 事業活動収支の部				
(1) 事業活動収入				
1 他会計繰入金収入	60,000	60,000	0	
2 雑収入	1,000	1,000	0	
事業活動収入計	61,000	61,000	0	
(2) 事業活動支出				
1 一般事業費	61,000	122,000	△ 61,000	
退職金	61,000	122,000	△ 61,000	
事業活動支出計	61,000	122,000	△ 61,000	
事業活動収支差額	0	△ 61,000	61,000	
当期収支差額	0	△ 61,000	61,000	
前期繰越収支差額	61,000	0	61,000	
次期繰越収支差額	61,000	△ 61,000	122,000	

令和6年度収支予算書(案)  
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

茶業振興基金特別会計

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増(△減)	備考
I 事業活動収支の部				
(1) 事業活動収入				
1 雑収入	1,000	1,000	0	
事業活動収入計	1,000	1,000	0	
(2) 事業活動支出				
1 一般事業費	4,244,000	4,244,000	0	
茶業振興事業費	4,244,000	4,244,000	0	
2 他会計繰入支出	0	0	0	
事業活動支出計	4,244,000	4,244,000	0	
事業活動収支差額	△ 4,243,000	△ 4,243,000	0	
当期収支差額	△ 4,243,000	△ 4,243,000	0	
前期繰越収支差額	4,243,000	4,243,000	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	



# 公益社団法人日本茶業中央会 役員給与規程

平成 25 年 4 月 1 日 制 定  
平成 25 年 6 月 26 日一部改正  
平成 29 年 3 月 24 日一部改正

(趣 旨)

第 1 条 公益社団法人日本茶業中央会（以下「中央会」という。）の役員の給与に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(常勤役員の給与の種類)

第 2 条 中央会の常勤の理事（以下「常勤理事」という。）の給与は、俸給、通勤手当とする。  
(俸給月額)

第 3 条 常勤理事の俸給月額は、総会の決議を経て年度予算の範囲内で理事会が定めるものとする。

(俸給の支給)

第 4 条 常勤理事の俸給は、毎月 16 日に支払うものとし、支払日が休日に当たるときは前日に繰り上げて支払う。

2 俸給は、その月の月額的全額から租税公課、社会保険の個人負担金及びこれに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

(俸給の計算)

第 5 条 月の途中で移動を生じた常勤理事のその月に係る俸給の額は、その者の俸給の月額にその者の当該月における在職日数を乗じた額を 30 をもって除して得た額とする。

(通勤手当)

第 6 条 通勤手当は、交通機関を利用し通勤する常勤理事に対し、毎月、その者の 1 箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額を支給する。

付 則

この規程は、公益社団法人設立登記日から実施する。

付 則

この規程は、平成 29 年 3 月 24 日から実施する。

# 公益社団法人 日本茶業中央会 役員退職手当規程

平成 25 年 4 月 1 日 制 定  
平成 25 年 6 月 26 日一部改正  
令和 2 年 3 月 31 日一部改正

第 1 条 公益社団法人日本茶業中央会の常勤役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第 2 条 退職手当は、役員が退職または死亡した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2) 役員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び同一の役職となったときは、前項の規定にかかわらず当該退職にともなう退職手当は支給しない。

第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 年につき、その者の退職の時点における俸給月額額の 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する金額以内の金額とする。

第 4 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、同一の役職の役員として引き継いだ  
在職期間による。

2) 前項の規定による在職期間の年数については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、一年に満たない端数を生じたときは一年とする。

3) 役員の任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職に専任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続いて在職したものとみなす。

4) 役員が任期満了の日以前において、役職を異にする役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

第 5 条 第 2 条第 1 項に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職手当を受ける順位については、労働基準法施行規則第 42 条に定めるところを準用する。

第 6 条 会長は、毎年事業年度末において、当該年に在職する常勤の役員について必要とする退職手当金総額の 50%以上に相当する額を積立てておかなければならない。

付 則

この規程は、公益社団法人設立登記日から実施する。

付 則

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から実施する。

付 則

この規程は、令和 2 年 3 月 30 日から実施する。